

目次

CONTENTS

特報1	平成17年度消防庁重点施策	4
特報2	平成17年度消防庁予算概算要求の概要	8
特報3	平成15年中救急・救助の概要(速報版)	12
特報4	危険物の規制に関する政令及び 消防法施行令等の一部改正	14
特報5	地方公共団体の国民保護に関する 懇談会の開催	15

平成16年10月号 No.403

巻頭言 神戸から感謝を込めて

TOPICS

平成16年度総合防災訓練の実施概要	16
防災功労者表彰式の開催	17
「国民保護ブロック会議」開催結果	18
消防車両等の盗難及び悪用の防止	19
住宅用火災警報器贈呈式	20

緊急消防援助隊情報

新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊隊長会議開催結果	21
-------------------------------	----

消防通信～北から南から

宮崎県 宮崎市消防局 「日向の国」...みやざき <small>ひむか</small>	23
---------------------------------------------	----

消防通信～望楼

釧路北部消防事務組合消防本部(北海道)/長久手町消防本部(愛知県)	24
佐用郡広域行政事務組合消防本部(兵庫県)/世田谷消防団(東京都)	

コラム2004

非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用	25
----------------------------	----

広報資料(11月分)

平成16年秋季全国火災予防運動	26
婦人防火クラブ活動への理解	27
正しい119番通報要領の呼びかけ(11月9日は「119番の日」)	28

NEW CONCEPT 列島119

高校生と自主防災組織の協働によるDIGの実施	29
------------------------	----

INFORMATION

第52回全国消防技術者会議の開催	30
8月の主な通知/広報テーマ(10・11月分)	31



表紙
川崎市消防局消防ヘリ
「そよかぜ2号」

神戸から感謝を込めて



神戸市消防局長 平井 健二

神戸市は、古くから貿易港として発展を遂げてきました。市街地は、北に緑豊かな六甲山系、南は穏やかな海に挟まれた、東西に長く広がる地形となっています。六甲山から見る夜景は、日本でも屈指のものと自負しています。ハイキング、海水浴、冬の風物詩ともなったルミネリエ、異人館、旧外国人居留地及び中華街と、人気のスポットも多く、観光客にも親しまれています。

このような緑と海に囲まれた神戸も昭和13年の阪神大水害や太平洋戦争、そして平成7年には、阪神・淡路大震災により壊滅的な被害を受けました。その震災から間もなく10年を迎えます。

これまでの間、私たちは市民とともに復興に邁進してまいりました。復興にあたっては、国内はもとより国外からもたくさんのご支援をいただき、多くの勇気を与えていただきました。そして、復興した神戸を見ていただき、ご支援をいただいた皆様に感謝の気持ちを込めて、メモリアルレスキュー「第33回全国消防救助技術大会」を兵庫県とともに去る8月26日に開催しました。大会には、全国からたくさんの方々にお集まりいただき、神戸・兵庫の精一杯の感謝の気持ちを持って帰っていただいたと思います。

さらに、国内外へ復興と感謝を表すために震災10年の行事として、12月4日のオープニングセレモニーを皮切りに「震災10年 神戸からの発信」を行います。これは、市民・事業者・神戸市の協働と参画により行うもので、市民の企画による「竹下景子さんの詩の朗読と音楽～10回目の1.17のために～」等、或いは神戸市の企画による「神戸発！自主防災大会」を来年1月16日に全国の自主防災組織の皆様にご参会いただき、災害に強い街づくりを将来に向け、全国にアピールするために開催します。そして「国連防災会議」を1月18日から22日にかけて、21世紀における新たな防災戦略を決定するために、世界191カ国・地域の代表団を招いて開催するなど様々なイベントを計画しております。たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。

一方、ここ数年、各地で消防職・団員の殉職事故が相次いで発生し、尊い命がたくさん失われました。神戸市でも昨年、西区伊川谷町の火災事故で4人の職員が職に殉じました。改めて災害現場での安全管理を充実強化する重要性を痛感しました。この事故が発生しました6月2日を「消防誓いの日」と制定し、殉職しました4名の遺志を将来に引き継ぐため、神戸市民防災総合センターの校庭に建立しました「顕彰之碑」の前で、毎年市民の安全確保と現場での安全管理について誓うこととしました。

最後になりましたが、阪神・淡路大震災、伊川谷火災事故並びに顕彰之碑建立については、国内外から多大なるご支援をいただきました。この場をお借りいたしまして改めてお礼を述べさせていただきます。ありがとうございました。

消防の動き

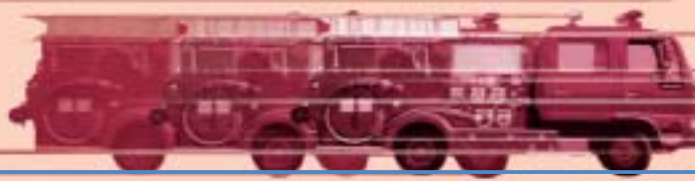


平成16年
10月号

No. 403

平成17年度消防庁重点施策
平成17年度消防庁予算概算要求の概要
平成15年中救急・救助の概要(速報版)
危険物の規制に関する政令及び消防法施行令等の
一部改正
地方公共団体の国民保護に関する懇談会の開催

消防庁



平成17年度消防庁重点施策

総務課

1 消防防災行政の意義

社会経済情勢等の変化のなかで、備えを行うべき災害等の対象には大規模地震等の自然災害、重大事故に加え、テロや有事も含め複雑多様化している。このような状況のなかで、消防防災行政の根幹が住民の生命・身体・財産を守ることであることを改めて認識し、次の2点を当面の最重要課題とする。

国として対処すべき大規模災害等に対し、消防庁及び各消防本部や地方公共団体が戦略的・実践的に対処できる体制を確立する。

大規模災害等の緊急事態において、住民やコミュニティが住民の避難や救助等に大きな役割を果たすことを踏まえ、地域単位でのきめ細かな安心・安全地域づくりを推進する。

2 消防防災行政を取り巻く状況

我が国を取り巻く国際情勢の変化、国内外の社会情勢の変化等により、消防行政を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

第一に、東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震などの発生が懸念されるなか、大規模地震・豪雨災害・特殊災害時における全国的見地からの緊急対応体制の充実・強化を図るため消防庁及び緊急消防援助隊の役割が一層重要となっている。

第二に、国民保護法制が整備され、NBCテロ等を含め緊急事態への対処が重要な課題となり、常備消防・消防団・自主防災組織の役割が改めて重要なものとして位置付けられるようになった。

第三に、企業活動の高度化・多様化に伴い、大規模な企業災害が多発しており、安全対策の確立が急務である。

第四に、最近における住宅火災による死者数が急増していることや放火が火災原因の第1位を占めるなど、地域における新たな防火・防犯体制の構築が必要となっている。

第五に、救命率の向上のため、救急救命士の処置範囲拡大や応急手当の普及など、救急救命等の高度化が一層求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

3 重点的に推進すべき事項

全国的見地からの対応体制の整備

1. 国における危機管理体制の強化

(1) 消防庁の体制の充実・強化

大規模地震・豪雨災害・特殊災害等発生時における消防庁の対応機能強化を図るため、消防庁独自のヘリコプターの導入、資機材の整備・拡充、必要な要員の確保等により、消防庁の組織体制を充実・強化する。

(2) 緊急消防援助隊の増強・充実

緊急消防援助隊について、消防庁長官の指示を受けた出動に伴い必要となる経費に対する国庫負担金措置、施設・無線・資機材の整備に必要な国庫補助金の確保等によりその整備・充実を図る。

特に、緊急消防援助隊活動に不可欠な消防救急無線のデジタル化については、効率化・共同化等を図りながら引き続き計画的に整備を進めるとともに、ヘリコプターテレビ受信装置の整備を積極的に推進する。

さらに、基本計画に定める第3回緊急消防援助隊全国合同訓練を実施するとともに、地域ブロック合同訓練等について財政措置を講じる。

また、放射性物質災害対応用の資機材など緊急消防援助隊による無償使用の対象となる消防用国有財産・物品の国費整備を推進する。

(3) 実践的な防災訓練等の実施

消防庁に設置した「消防防災・危機管理センター」を活用し、国の関係機関、地方公共団体等と連携した実践的な防災訓練や図上訓練を実施し、初動対応を一層強化する。

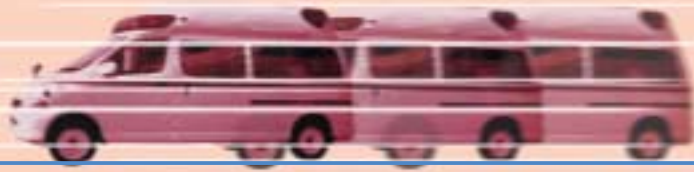
(4) 地域における防災・危機管理体制の強化に係る支援

人材育成及び地方公共団体の防災体制の強化等

地方公共団体の幹部クラスの防災・危機管理専任スタッフの配置・研修、消防大学校における、地方公共団体の首長等を対象とした危機管理セミナーの充実、カリキュラムのインターネット上での配信など地域住民及び地方公共団体職員や消防職団員を対象としたインターネットを通じたe-カレッジの活用等を引き続き推進する。

地域防災力評価の普及・促進

4 消防の動き



より実践的な地域防災計画への見直しの促進のほか、地域防災力の評価指針を充実し、指針の普及、評価実施の促進を通じて、市町村における具体的な防災・危機管理体制の検討など、地方公共団体の防災対応力を戦略的に強化する。

(5) 震災対策の充実

東海地震、東南海・南海地震について、指定地域を中心としたアクションプランの策定などを図るとともに、南関東直下型地震について、都市災害に係る広域応援プランの検討などを進め、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、沿岸市町村における地域ごとの津波避難計画の策定などを推進する。

また、耐震性貯水槽等の整備促進とともに、防災拠点等公共施設の耐震化を進めるため、地方公共団体における耐震化計画に基づく耐震改修事業の促進を図る。

(6) 豪雨災害対策の充実

短時間に急激な降雨を伴う豪雨災害に際して、市町村が避難勧告・指示を迅速かつ確実に発することができるよう、その判断基準の明確化等を図るとともに、避難に際して高齢者等の災害時要援護者の逃げ遅れがないよう、同報系の防災行政無線の整備や放送による防災情報の伝達の促進、携帯電話の活用等の検討、福祉部局と連携した災害時要援護者避難対策の促進を図る。

(7) 特殊災害・テロ災害対策の充実

原子力災害時等の消防活動における汚染測定方法、除染方法等について、視覚的な教育教材の整備などを進め、消防機関における原子力災害等対応体制の向上を図る。

また、緊急消防援助隊等のNBC災害対応能力の充実を図るため、活動資機材等の整備を進める。

さらに、石油コンビナート防災対策として、平成15年の出光興産(株)北海道製油所タンク火災を受けて行われた石油コンビナート等災害防止法の一部改正(平成16年法律第65号)を踏まえ、防災体制の充実強化策に係る運用基準の策定を進める。

加えて、消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システムの実用化のために必要な技術を確立する。

2. 国民保護のための体制づくり

(1) 国民保護のための仕組みの整備・充実

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の制定に伴い、国民保護モデル計画や避難マニュアルの作成などによる地方公共団体の国民保護計画の作成を支援するとともに、警報伝達のシステム、安否情報・被災情報の収集・提供のシステム、被害想定等の検討等により、国と地方の危機管理

体制を整備・充実する。

(2) 国民保護に必要な資機材等の整備の支援

警報、避難指示などを国から直接国民等へ伝達するための防災行政無線の全国的整備・デジタル化、消防団や自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備について、所要の財政措置を講じることとする。

(3) 国と地方の対応能力の向上及び協力体制の確保

国民の保護のための訓練の企画・実施や地方公共団体職員等に対する危機管理研修の充実強化等により国と地方の対応能力の向上を推進する。

国民保護法制の普及・啓発を進めるとともに、民間防衛標章等の取扱いについて検討し、地域住民の意識向上及び協力体制を確保する。

3. 消防防災科学技術の向上

(1) 国・地方間の情報通信体制の強化

消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化
全国的な観点から効率的な基盤整備を推進するため、各地方公共団体における消防防災ICT化計画の策定を進める。これに基づき、消防救急無線の高度化・高機能化、地域衛星通信ネットワークのデジタル化等について、効率化・共同化等を図りながら積極的に促進する。

情報共有化に向けたシステム整備

国・地方公共団体間の防災情報の共有化に向け、消防庁防災情報システムと都道府県防災情報システムを相互接続する等、地方公共団体等との情報共有化を図るとともに、各種統計報告のオンライン化を推進する。

また、災害時における情報共有を一層進めるため、消防防災ヘリ映像等を活用した災害状況把握システムに関する調査検討を進めるとともに、ヘリコプターテレビ受信装置の整備を積極的に推進する。

(2) 行政・住民間の情報連絡体制の整備

消防庁からの災害情報提供の充実

地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等を活用し、気象庁の緊急地震速報等を地方公共団体や消防機関を經由して住民等へ伝達し、津波に対する迅速な避難勧告等への活用を図るシステムを整備する。

また、災害時において、国・地方公共団体・住民間で防災情報の共有化を進めるため、次世代地域情報プラットフォームの検討・開発を進める。

地方公共団体(消防本部)・住民間の情報連絡体制の強化

IP電話や携帯電話の高機能化などICT革命の進展を受け、携帯電話等による119番通報の一層の円滑化を図るとともに、高齢者・聴覚障害者等の災害弱者からの緊急通



報の方策等について検討し、稼働実験等を行う。

さらに、同報系の防災行政無線の積極的な整備促進を進めると同時に、放送による防災情報の伝達の促進等、地方公共団体から住民等への有効な情報提供方策の検討を行う。

(3) 消防防災に係る科学技術の高度化

消防防災に係る科学技術の高度化により、災害対応力の強化、火災予防対策の推進、危険性物質・危険物施設の安全確保、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化等の各分野における重点的な研究開発を推進する。

特に、消防研究所において、「廃棄物及びその処理施設の防火安全対策の推進」、「地震、劣化等に対する石油タンクの安全確保とタンク火災に対する消火技術の向上」等の研究を推進する。

また、消防防災分野に係る競争的研究資金制度の一層の充実を図り、産学官連携による研究開発を推進する。同時に、平成15年の出光興産(株)北海道製油所タンク火災を受け、やや長周期地震動に係る危険物施設の耐震基準強化に関する標準的な設計手法の開発を行う。

なお、近年の環境意識の急激な高まりを踏まえ、消防分野においても環境対策の推進が求められている。このため、火災予防上不可欠であるが処理困難物とされている防災物品等について、ミレニアム・プロジェクトの成果も活用しつつリサイクルの推進を行う。

(4) 消防防災分野における国際的課題への対応

国際協力・交流の推進

開発途上諸国へのODAを含む消防分野の経済・技術協力、開発途上諸国からの研修員の受け入れ及びトップマネージャーセミナーの開催、国際消防救助隊(IRT)の一層の充実等を図る。

さらに、日韓消防行政セミナーへの参加など主要国の防災関係諸機関との情報交換等の機会の拡大を積極的に図る。

国際化への対応

消防器具の国際規格について、試験方法等の国際的な標準化に引き続き協力していくとともに、危険物保安について、化学物質の試験方法、分類及び表示基準の国際的な標準化に関する調査検討を行う。

(5) 新技術等に対応した防火安全対策等の構築

新技術等の円滑な導入を推進するため、消防用設備等に係る技術基準の性能規定を導入したことに伴い、火災予防に資する最新の知見に基づき、消防用設備等に必要とされる防火安全性能に関する知識の整理・分析を行うとともに、審査支援システムの開発を行う。また、ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発につ

いても検討を行う。

一方、危険物施設に係る技術基準についても、新技術・新素材の円滑な導入等を一層図るため、シミュレーション等の実施を通じて、性能規定の導入・基盤整備を行う。

さらに、バイオマス燃料や有機ハイドライド方式水素供給システムの導入などに必要な防火安全基準等の検討・整備を行う。

住民等との協働による安心安全な地域づくり

1. 地域における消防防災力の強化

(1) 安心安全アクションプランの充実・強化

地域の身近な生活空間における安心・安全の確立と、コミュニティの活性化に資するため、自主防災組織や各種コミュニティが消防や警察等と連携し、安心安全パトロールや初期消火、応急手当等を総合的に実施する安心安全アクションプランのモデル事業を実施する。

(2) 常備消防力の強化

地域の常備消防力について、消防防災施設、無線、資機材等の整備を促進するとともに、小規模消防本部の広域再編を引き続き進める。

また、指揮隊について、新たに「消防力の基準」に位置付けるとともに、その体制や装備の充実強化を図る。

さらに、惨事ストレス対策や消防職員の勤務環境の整備など、職員が安全かつ能率的に業務を遂行できる体制・環境づくりを進めるとともに、消防職員委員会制度の円滑な運用を図る。

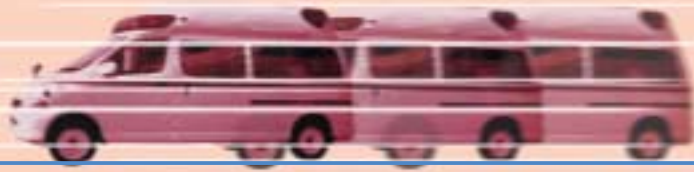
また、平成14・15年度に相次いだ消防職団員の殉職事故を受けて行われた所要の検討を踏まえ、事象事例の情報収集システム及び新しい態様で使用される物品の火災等における情報の一元化システムを構築、運用することとする。

加えて、消防防災ヘリコプターについて、緊急消防援助隊における必要機数の確保を図るとともに、一層の活用促進を図る。

(3) 消防団の充実強化

消防団員を当面100万人(女性10万人)確保することを目指し、引き続き消防団員の活動環境の整備や、住民の消防団活動への理解を深める施策を推進する。

また、着実に増加している女性消防団員に焦点を置き、女性団員の活動環境の整備を進めるため、消防関係者や学識経験者等による調査検討会を開催し、婦人防火クラブとの連携や女性団員の活動の場の拡大等の方策について検討を行う。



(4) 自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の組織化と活動の活性化を推進するため、消防団、日本赤十字社、NPO等の準公共的な機関との連携方策について検証するモデル事業を実施するとともに、特にコミュニティ活動が希薄とされる都市部において企業、PTA等との連携やマンション等における活動のあり方に関する検討を進める。

加えて、国民保護法の観点から、住民の避難誘導等における自主防災組織活動の役割を啓発する。

また、平常時や災害時における災害ボランティアに対し、連携マニュアルの作成を通じて相互の協力体制の構築と活動の充実を図る。

(5) 災害時における情報伝達・避難誘導體制の整備・促進

平成16年7月の新潟・福島豪雨災害及び福井豪雨災害を踏まえ、災害時における高齢者や障害者など災害時要援護者の避難について、消防団や自主防災組織など地域の人的防災資源を効果的に活用したシステムづくりや福祉部局と連携したモデル的な取り組みパターンの検討など、地方公共団体における実効性のある取り組みを推進する。

2. 火災予防対策等の推進

(1) 住宅防火対策の推進

建物火災の死者数の約9割を占める住宅火災による死者数の低減に資するため、住宅用防災機器の設置を義務付ける消防法の一部改正（平成16年法律第65号）を踏まえ、今後は地域の防災組織と連携し、市場機能も活用しつつ広報啓発の一層の充実を通じて、住宅用火災警報器等の普及を積極的に推進する。

(2) 小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底

小規模雑居ビルをはじめとする防火対象物の消防法令違反を是正するため、防火対象物定期点検報告制度等を活用し、消防機関による立入検査を重点化・効率化するとともに、違反是正体制の充実を図る。

さらに、避難等訓練マニュアルの作成、消防計画作成マニュアル等の作成などを通じて、防火対象物ごとの実態に合った防火管理体制の確立を図る。

(3) 放火火災防止対策の推進

放火火災防止に係る客観的評価指標による地域の現状分析手法を用いて、地域自らが放火火災に関する危険度について評価を行う環境整備を進め、地域住民・事業者と連携した照明点灯運動や警戒パトロールの実施、放火監視機器の設置などソフト・ハードの両面から総合的な対策を講じ、地域の行政と住民等が一体となった「放火されない環境づくり」の取り組みを一層推進

する。

(4) 危険物事故対策の充実

近年における危険物の火災・漏えい事故の増加傾向を踏まえ、「危険物事故防止アクションプラン」に基づいて、官民一体となって事故防止を強力に推進する。

また、危険物施設に係る腐食・劣化に関する評価手法の開発・データベースの整備、自主保安の一層の推進等を図ることにより、火災・漏えい事故の防止、施設の効果的・効率的な保守管理を推進する。

さらに、新規危険性物質の早期把握に努めると同時に、リスクアセスメント手法を活用した潜在的な危険要因に応じた安全対策について調査検討を行う。

(5) 消防庁・消防研究所による火災原因調査等の推進

火災種別に応じた火災原因調査を目的とする消防研究所研究員、火災原因調査高度支援専門員や火災調査協力員からなる調査チーム及び大規模・特殊災害等の拡大や二次災害の防止方策について専門的な検討・助言を目的とする消防研究所研究員などからなる専門家チームを充実強化し、消防庁による火災原因調査を推進する。

3. 救急救命等の充実・高度化

(1) 救急業務の高度化の推進

今後高齢化の進展等によりさらに救急出場件数の増加が見込まれるなか、引き続き高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備を促進し、高度な救急救命処置が可能な搬送体制の確保を図る。

心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲を拡大しつつ、救急救命士の行う救急救命処置等の適切な実施を図るため、医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、再教育体制等のより一層の充実・強化を図る。

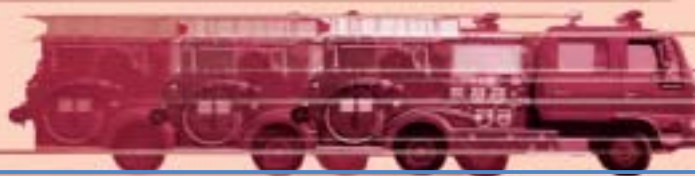
(2) 応急手当の普及

救命率のさらなる向上を図るため、救急隊到着前のバイスタンダー（現場に居合わせた人）による自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の普及啓発を推進する。そのため、救急の日等のイベントを通じて日本赤十字社等の関係機関との連携強化を図りつつ、救命講習の開催、受講者数の確保等を図る。

(3) 救助技術等の高度化

航空機の活用による消防防災業務の高度化に関して検討を行う。

救助業務について、多様な災害を想定した教育訓練の充実強化を図るとともに、検知・探査を行う消防・防災ロボットの研究開発を推進する。



平成17年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 予算概算要求の概要

社会経済情勢等の変化の中で、備えを行うべき災害等の対象には大規模地震等の自然災害、重大事故に加え、テロや有事も含め複雑多様化している。こうしたことを背景に、消防庁としては、特に次の2点を17年度の最重要課題とする。

国として対処すべき大規模災害等に対し、消防庁及び各消防本部や地方公共団体が戦略的・実践的に対処できる体制の確立

大規模災害等の緊急事態において、住民やコミュニティが住民の避難や救助等に大きな役割を果たすことを踏まえ、地域単位でのきめ細かな安心・安全地域づくりの推進

平成17年度 消防庁予算概算要求

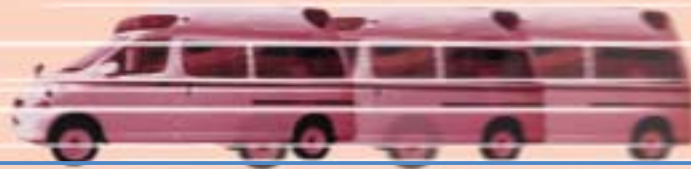
(単位：百万円、%)

	要求額 (a)	当初予算 (b)	比較増減額 (a)-(b)	増減率 (b)-(a)/(a)
総 額	25,589	22,424	3,165	14.1
消防補助負担金	16,691	15,931	760	4.8
設備	11,272	11,272	0	0
うち緊急消防援助隊関係	6,797	4,796	2,001	41.7
うち国民保護関係(同報系防災無線・消防団等)	4,475	2,243	2,232	99.5
施設	5,393	4,633	760	16.4
国庫負担金(緊急消防援助隊出動経費負担金)	26	26	0	0
国庫負担金(国民保護訓練負担金)	59		59	皆増
事業費等	8,450	6,099	2,351	38.5
人件費等	1,081	1,002	79	8.0
消防研究所運営費交付金	1,114	1,035	79	7.6
事業費等	6,255	4,062	2,193	54.0
一般(消防庁ヘリ等)	4,803	3,034	1,769	58.3
消防科学技術関係	1,452	1,028	424	41.2
NTT-B償還時補助経費	390	395	5	1.3

平成17年度 経費分類別要求額

(単位：百万円、%)

	要求額 (a)	当初予算 (b)	との比較 (a)-(b)	増減率 (b)-(a)/(a)
総 額	25,589	22,424	3,165	14.1
1 公共投資関係費	5,393	4,633	760	16.4
2 義務的経費(人件費、義務的補助負担金等)	5,904	5,824	80	1.4
3 裁量的経費	13,903	11,572	2,330	20.1
科学技術振興費以外の経費	11,528	9,688	1,840	19.0
科学技術振興費	2,375	1,885	490	26.0
4 NTT-B償還時補助経費	390	395	5	1.3



なお、消防庁の予算は、後述「基本方針2004」の構造改革の「重点強化期間」における5つの課題のうち「『持続的な安心・安全』の確立」に明確に位置づけられ、また、「『持続的な安全・安心』の確立」として、「危機管理体制の整備」が明記されている。

(1) 予算フレーム

平成17年度要求額は、後述2の概算要求基準を踏まえ、255億89百万円、前年度に比べ31億65百万円、14.1%の増となっている。

公共投資関係費に該当する消防補助金（施設）については、前年度当初予算額の3%削減額の20%の増を基本として、53億93百万円を要求することとしている。

なお、既存事業の抜本的見直しを行い、前年度予算における1億32百万円の分を削減した。

義務的経費については、人件費の平年度化等に係る経費等を加算した59億4百万円を要求することとしている。

裁量的経費については、科学技術振興費以外の経費に係る要求は、3%削減の20%の増を基本として、115億28百万円としている。

この経費は、緊急消防援助隊整備関係の増額分20億円、国民保護整備関係44億75百万円とその他の経費50億52百万円に区分される。

また、科学技術振興費に係る要求は、前年度当初予算額の26.0%増の23億75百万円としている。

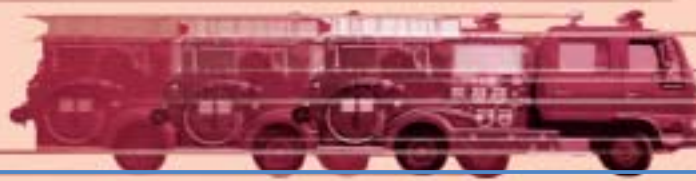
これらにより、裁量的経費全体の要求額は、139億3百万円となっている。

なお、既存施策の抜本的見直しを行い、前年度予算における1億16百万円の分を削減した。

平成17年度 消防補助金予算概算要求額

(単位：百万円、%)

事項	16年度 予算額 (A)	17年度予算 概算要求額 (B)	比較増減 (B)(A) (C)	対前年度比 (C)(A)	備考
1 消防防災施設整備費補助金	4,633	5,393	760	16.4	・耐震性貯水槽 2,587 2,072 ・高機能消防指令センター整備 2,806 2,221 等
2 消防防災設備整備費補助金	11,272		11,272	皆減	・緊急消防援助隊関係設備 4,796 ・消防ポンプ自動車 1,684 ・高規格救急自動車・資機材 424 等
3 緊急消防援助隊整備費補助金 (義務的補助金)		6,797	6,797	皆増	・災害対応特殊消防ポンプ自動車 2,431 1,452 ・災害対応特殊救急自動車・資機材 1,702 1,139 ・救助消防ヘリコプター・資機材等 1,238 893 等
4 国民保護整備費補助金 (義務的補助金)		4,475	4,475	皆増	・高機能情報通信対応防災無線 2,148 1,847 ・消防団等総合整備事業 2,327 2,176
合計	15,905	16,665	760	4.8	



(2) 主要事業

平成17年度の主要事業については、以下のとおりとなっている。

大規模災害等への対応体制の強化

いつ発生してもおかしくないとされている東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害や毒性物質の発散等の特殊災害への対応を強化するため、緊急消防援助隊関係補助金を要求するほか、消防庁ヘリコプター及びヘリコプターテレビ受信装置の整備、放射性物質災害及び生物・化学剤災害対応資機材の整備・配備、緊急消防援助隊の確実な運用や国民保護推進のための消防庁組織体制の充実強化、実践的な緊急消防援助隊全国合同訓練の実施等に係る経費として、87億79百万円を要望している。

有事に備えた国民保護のための体制づくり

警報、避難指示の伝達に不可欠な同報系防災無線の全国的整備や消防団・自主防災組織資機材等に対する義務的補助金のほか、国と地方が共同して行う国民保護訓練についての地方支弁部分に対する国庫負担金、安否情報の収集・整理・提供のあり方や民間防衛標章の取扱いの検討等に係る経費として、49億16百万円を要望している。

住民等との協働による安心安全な地域づくり

消防団、自主防災組織等地域における総合的な防災体制の整備（地域安心安全ステーション整備モデル事業）、災害時における防災情報の対象住民への迅速・的確な伝達の推進（同報系防災無線（補助金））、災害時要援護者の避難体制の整備、国・地方公共団体・住民間での防災情報の共有化に向けたシステムの開発（地上波デジタル放送の利活用の検討、安否情報の検討）、インターネットを使ったe-カレッジ等によるサラリーマン消防団員、自主防災組織等の教育機会の充実、女性消防団員の活動環境整備の検討、消防団活動支援事業所等の表彰、消防団メールマガジンの充実等に係る経費として、32億80百万円を要望している。

科学技術を活用した安全な地域づくりの推進

消防防災科学技術を活用した安全な地域づくりを推進するため、「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保の推進、バイオマス燃料等の新技術・新素材の活用等に対応した安全対策、NBCテロ対応型消防・防災ロボットの研究開発の推進、消防防災分野における競争的研究資金制度の充実に係る経費として、14億52百万円を要望している。

2 概算要求基準（参考）

平成17年度概算要求については、平成16年7月30日に閣議了解された「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（いわゆる「概算要求基準」）に従って行うこととしている。

具体的には、以下のとおりである。

(1) 平成17年度概算要求基準の概要

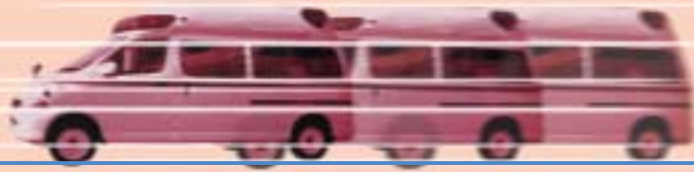
予算概算要求の基本的な方針

- ア 一般会計歳出及び一般歳出全体について、実質的に平成16年度の水準以下に抑制
- イ 一般歳出予算を「公共投資関係費」、「義務的経費」及び「裁量的経費」に分類
- ウ 「公共投資関係費」及び「裁量的経費」は20%増の範囲内まで要望可能

(2) 具体的な積算方式

公共投資関係費

- ア 前年度当初予算額に3%を減じて得た額（要望基礎額）の範囲内に抑制
- イ 要望基礎額の20%増の上限まで要望可能
- ウ 既存事業の廃止等の抜本的見直しを行った場合は、前年度予算における当該見直し削減額を、イの要望上限額に加算可能



義務的経費

- ア 前年度の当初予算に相当する額の範囲内において要求。ただし、人件費の平年度化増等については加算可能
- イ 制度の見直しにより、要求額がアの額を下回る場合は、その差額の範囲内で、前年度予算における当該見直し削減額を、公共投資関係費又は裁量的経費の要望基礎額に加算可能

裁量的経費

- ア 科学技術振興費は、前年度の当初予算に相当する額(要望基礎額)の範囲内に抑制。それ以外の経費は、前年度当初予算額に2%を減じて得た額の範囲内に抑制
- イ 要望基礎額の20%増の上限まで要望可能
- ウ 既存施策の廃止等の抜本的見直しを行った場合は、前年度予算における当該見直し削減額を、イの要望上限額に加算可能

公共投資関係費及び裁量的経費の要望の調整

及びにより算出される額の合計額の範囲内において、両経費間で所要の調整をすることができる。

(3) その他

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち国庫補助金であって公共事業関係費及び裁量的経費に区分されるものについては前年度当初予算額に5%を減じて得た額の範囲内に抑制

経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針2004」を踏まえ、重点4分野(人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応)への施策の集中を図るとともに、制度改革、規制改革等の施策と予算の組み合わせ(「政策群」という手法については、府省間の連携をより強化し、対策を拡充する。

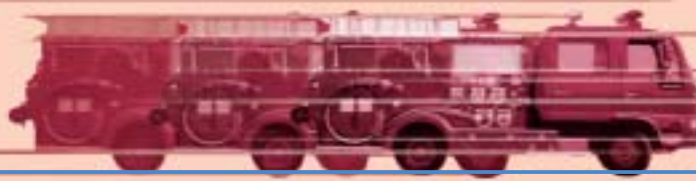
「経済財政運営と構造改革の基本方針2004」 における消防予算の位置付け

「重点強化期間」の5つの課題に、
「『持続的な安全・安心』の確立」として明記

第五に、「持続的な安全・安心」の確立に取り組む。具体的には、社会保障制度について、年金・医療・介護・生活保護等を一体としてとらえた総合的な改革を進める。
また、少子化対策、健康・介護予防の推進、**治安・安全の確保**、循環型社会の構築・地球環境の保全にも注力する。

「『持続的な安全・安心』の確立」として、
「危機管理体制の整備」が明記

大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。



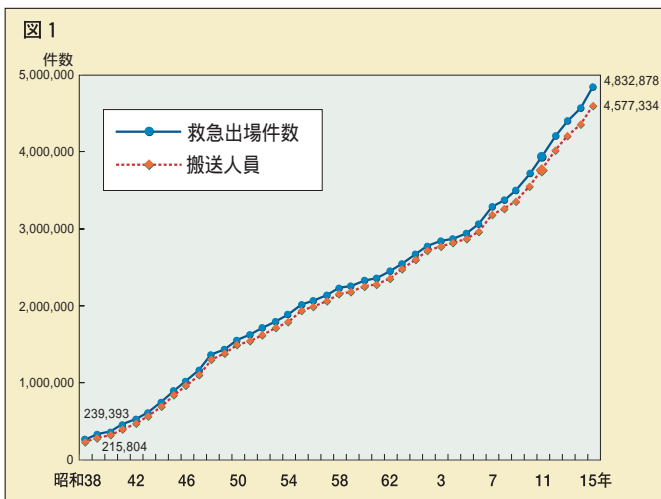
平成15年中救急・救助の概要(速報版)

救急救助課

1 救急業務の実施状況

出場件数483万件を突破
高齢者の搬送割合が41%

平成15年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ483万2,878件、457万7,334人であり、前年と比べて救急出場件数は6.0%、救急搬送人員は5.7%の増加となり、いずれも過去最高となりました(図1)。



このうち、救急自動車による出場件数は483万813件、搬送人員は457万5,325人であり、ヘリコプターによる出場件数は2,065件、搬送人員は2,009人となりました。

救急自動車による搬送人員のうち、特に65歳以上の高齢者の占める割合は、年々高くなっており、これまでで最も高い41.4%となりました。

救急自動車による救急事故種別搬送人員のうち最も多い事故種別は「急病」で、全搬送人員に占める割合は57.6%となりました。

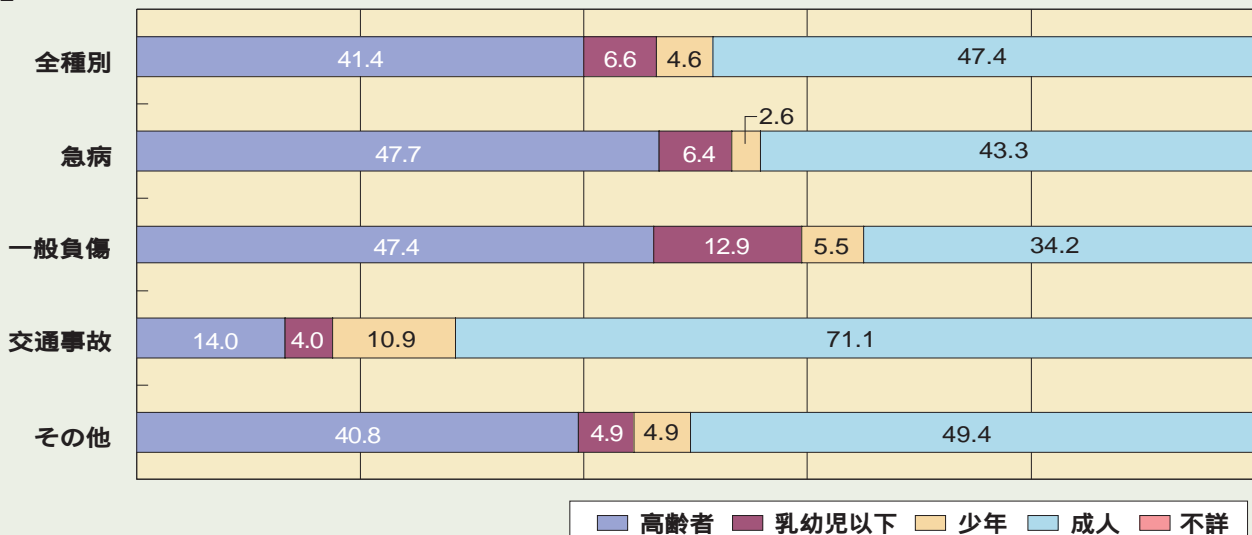
この「急病」においても、65歳以上の高齢者の占める割合は年々高くなっており、平成15年は47.7%とこれまでで最も高い割合となりました(図2)。

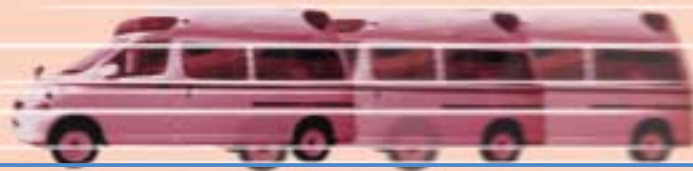
救急救命士の養成

消防庁においては、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成16年4月1日現在、管理職等も含め救急救命士の資格を有する消防職員は1万5,303人となり、そのうち1万3,505人が救急業務に従事しています(救急隊員5万

図2





7,938人)。全国886消防本部のうち救急救命士が救急業務に従事している消防本部の割合は98.5%を占める873本部となりました。

また、全国4,704隊の救急隊のうち救急救命士が救急業務に従事している救急隊は年々増加しており、平成16年4月1日現在では73.0%を占める3,436隊となっています。しかしながら、都道府県による格差が非常に大きくなっています。

救急救命処置等の実施件数も4万7,000件以上

救命効果の向上に大きく貢献する救急救命処置の実施件数は、救急救命士運用隊の増加とともに年々増加しており、平成15年中の救急救命処置の合計実施件数は4万7,135件であり、前年と比較して12.3%の増加となりました。

なお、除細動については実施する際に医師の具体的指示が必要とされていましたが、平成15年4月1日より包括的指示下での実施が認められ、大都市(政令市及び東京都特別区(事務委託含む))の統計では、昨年に比べ除細動による心拍再開率は6.1ポイント上昇しています。

応急手当講習の受講者は114万人を超える

平成15年中の応急手当講習受講者数は前年と比べて約11.1%増加し114万3,692人と昨年に引き続き100万人を超えました。これは平成15年中には国民の約111人に1人

が消防機関による応急手当普及講習を受講したことになります。

2 救助業務の実施状況

救助隊を設置している消防本部は851本部で、1,494隊設置されており、救助隊員は2万4,262人となりました。

平成15年中の救助出動の件数は8万824件であり、これを前年と比較すると、3.8%増加し、救助活動件数も2.8%増加しています。このうち、交通事故による出動件数が3万6,034件で全体の救助出動件数の約半分を占めています(図3)。

3 消防・防災ヘリコプターの活動状況

ヘリコプターによる救助出動は5年前に比べ約2倍増

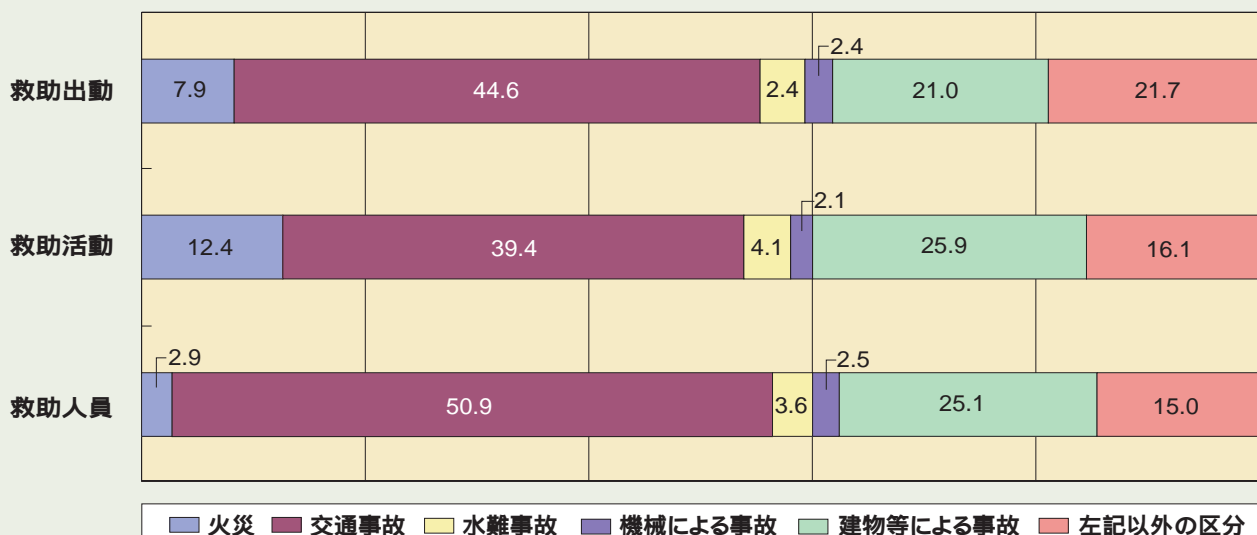
消防・防災ヘリコプターの活動は4,573件で、昨年同様4,500件を超えています。そのうち、救急出場件数は2,065件となりました。

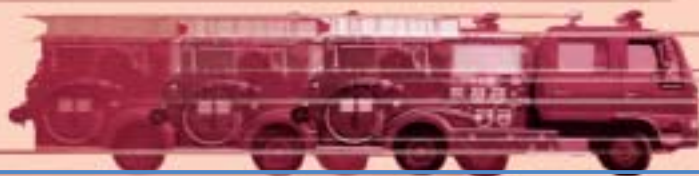
本年は医師をピックアップして救急現場に向かう等の取り組みも増えてきており、ヘリコプターによる救急搬送体制の整備が進められています。

また、ヘリコプターによる救助出動は平成10年の699件に比べ平成15年中は1,379件となっています。

図3 事故種別救助活動の状況

(%)





危険物の規制に関する政令及び 消防法施行令等の一部改正

危険物保安室

1 改正の経緯

昨年は、三重ごみ固形燃料発電所爆発事故（平成15年8月）及び出光興産(株)北海道製油所のタンク火災（平成15年9月）等の大規模事業所における重大な火災事故や死傷事案が相次ぎました。

特に、三重ごみ固形燃料発電所爆発事故では、消防職員2名が殉職し、作業員5名が負傷するとともに、完全鎮火までに長時間を要しました。調査の結果、ごみ固形化燃料等の関係施設では、発熱・発火事例が多数発生しており、大量に集積した場合の消火活動が非常に困難となる場合が多いことが判明したため、所要の火災予防対策を講じる必要が生じ、平成16年6月に指定可燃物等に係る消防法の一部が改正され、従来の「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」に加え、「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」についても市町村条例で定めることとなりました。

また、出光興産(株)北海道製油所のタンク火災では、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生するとともに、従来の災害想定を超えた浮き屋根式タンクの全面火災が発生しました。その結果大規模地震発生時における浮き屋根式屋外貯蔵タンクの耐震機能確保上の問題点が明らかになるとともに、旧基準で設置されている屋外貯蔵タンクの耐震改修促進について社会的要請が高まりました。

これらの状況を踏まえ、旧基準の屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の新基準適合期限を繰り上げる「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成16年政令第218号）」及び「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令附則第二項及び第三項の規定による届出に関する省令（平成16年総務省令第102号）」が平成16年7月2日に公布され同年10月1日より施行されることとなり、また再生資源燃料を新たに指定可燃物に指定する「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第225号）」が平成16年7月9日に公布され平成17年12月1日より施行されることとなりました。

2 改正概要

(1) 屋外タンク貯蔵所関係

昭和52年の改正政令施行前に設置された旧基準の特定

屋外タンク貯蔵所及び平成11年の改正政令施行前に設置された旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所は、それぞれタンクの容量に応じて期限を定め、構造及び設備を新基準に適合させること（耐震改修すること）とされていましたが、今回の改正により容量10,000kℓ以上は平成23年12月31日を平成21年12月31日に、容量1,000kℓ以上10,000kℓ未満は平成27年12月31日を平成25年12月31日に、容量500kℓ以上1,000kℓ未満は平成32年3月31日を平成29年3月31日にそれぞれ繰り上げられました。

耐震改修の前倒しに伴い、従来届け出していた新基準適合日が新たに繰り上げられた経過措置期限の翌日以降とされていたものによっては、すみやかに計画を変更し、遅滞なく総務省令で定める様式（新基準適合調査・工事計画届出書）により市町村長等に届け出ることとされました。

(2) 指定可燃物関係

指定可燃物の品名に再生資源燃料を追加し、数量を1,000kgとしました。

再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とした燃料で、資源の有効活用とリサイクルの観点から近年普及してきたものです。

代表的なものとして、ごみ固形化燃料（RDF）のほか、一般にRPF及び汚泥乾燥・固形燃料と呼ばれているものがあります。

RDF（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料用途に使用される。

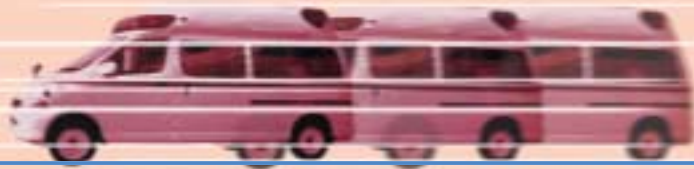
RPF（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙・廃材・繊維くず等を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用される。

今回の政令改正と消防法改正により、再生資源燃料に関する所要の安全対策について、各市町村の火災予防条例で定めることとなりました。



地方公共団体の国民保護に関する懇談会の開催

国民保護室

平成16年8月27日(金)グランドアーク半蔵門において、「地方公共団体の国民保護に関する懇談会(第1回会合)」が開催されました。

平成16年6月18日に公布された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、地方公共団体は「国民の保護に関する計画」を作成することとなり、これを支援するため、消防庁では、モデル計画を作成し、提示することとしていますが、その作成に当たっては、事態の想定、武力攻撃の状況等に応じた避難の方法等について、幅広い視点から検討していくことが必要です。そこで、この分野について高い見識を有する有識者23名を委員に迎え、懇談会を開催することとしました。

第1回会合は、18名の委員の他、この懇談会の幹事会(関係省庁(総務省、内閣官房、防衛庁、警察庁、国土交通省、厚生労働省、経済産業省)の課長級職員を幹事とし、5都県(東京都、静岡県、福井県、岐阜県、鳥取県)の部局長級職員をオブザーバーとする)メンバーなどの出席の下開催されました。

冒頭、林省吾消防庁長官からあいさつがあり、座長に選任された石原信雄地方自治研究機構理事長及び麻生太郎総務大臣のあいさつに続き、意見交換が行われました。



あいさつする麻生太郎総務大臣



あいさつする林省吾消防庁長官

この懇談会は、モデル計画の作成に委員の意見を反映させるために、今年度内に数回開催する予定で、10月中旬に第2回会合の開催を予定しています。

地方公共団体の国民保護に関する懇談会

【第1回会合】

日時：平成16年8月27日

場所：グランドアーク半蔵門「華」の間

<議事次第>

- 1 開会
- 2 消防庁長官あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 座長互選、座長あいさつ
- 5 内閣官房及び消防庁からの説明
- 6 総務大臣あいさつ
- 7 意見交換
- 8 閉会

地方公共団体の国民保護に関する懇談会委員

座長代理	秋本敏文	日本消防協合理事長
	石川嘉延	全国知事会危機管理研究会座長、静岡県知事
座長	石原信雄	地方自治研究機構理事長
	井芹浩文	共同通信社編集局総合選挙センター長
	井上雅實	福岡県消防協会会長
	大森敬治	前内閣官房副長官補
座長代理	大森彌	千葉大学教授
	川島正英	NPOスローライフジャパン理事長
	齋藤忠夫	情報通信審議会会長代理、東京大学名誉教授
	沢田秀男	全国市長会行政委員長、神奈川県横須賀市長
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	杉田和博	前内閣危機管理監
	西元徹也	元統合幕僚会議議長
	白谷祐二	全国消防長会会長、東京消防庁消防総監
	林春男	京都大学防災研究所教授
	林麗子	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会長
	平野敏右	千葉科学大学学長
	福澤武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会会長、三菱地所会長
	マリ・クリスティーヌ	国連ハビタット親善大使
	南直哉	東京電力顧問
	諸星衛	日本放送協会理事
	山本文男	全国町村会会長、福岡県添田町長
	山本保博	日本医科大学救急医学主任教授

(五十音順)

平成16年度総合防災訓練の実施概要

震災等応急室

平成16年度の政府における総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」に、

東海地震を想定した予知対応型訓練

南関東地域直下地震を想定した発災対応型訓練

として実施しました。

政府においては、東海地震対応訓練では、新しい応急対策活動要領に基づく、注意情報発表から警戒宣言発令、地震発生後に至る対応について政府本部運営訓練を行うとともに、静岡県御殿場市において行われた静岡県総合防災訓練現地会場に政府調査団の派遣を行いました。

また、南関東地域直下地震対応訓練では、神奈川県横浜市においてマグニチュード6.5の地震が発生したとの想定

の下、政府情報伝達訓練及び政府調査団の派遣を行いました。

消防庁では、これらの訓練において、政府、地方公共団体の訓練と連携し、消防防災・危機管理センターを利用して消防庁災害対策本部運営訓練を実施するとともに、地方公共団体が実施する現地訓練会場（静岡県御殿場市及び神奈川県横浜市）への職員の派遣等を実施しました。

また、緊急消防援助隊の福岡県隊（福岡市消防局 型救助工作車2台及び救助隊員等12名）を自衛隊の固定翼機により実際に浜松基地会場に輸送しました。

なお、福岡県隊は、浜松市の中里会場にて救助訓練にも参加しました。



消防庁における災害対策本部運営訓練



緊急消防援助隊による救出訓練（御殿場会場）



浜松基地に輸送された福岡市消防局 型救助工作車

防災功労者表彰式の開催

総務課

防災功労者表彰は、毎年9月1日の「防災の日」に基づき、災害時における防災活動について顕著な功績があったもの又は防災思想の普及・防災体制の整備について顕著な功績があったものを表彰するものです。

1 平成16年度防災功労者消防庁長官表彰式

さる8月24日(火)11時から総務省講堂において、盛大に挙行されました。今回は以下の18団体が受賞し、林省吾消防庁長官から表彰状が授与され、最後に、受賞者を代表し、細川延昌苫小牧市消防本部消防長が謝辞を述べられました。

消防庁長官表彰受賞者

「平成15年9月8日のタイヤ工場火災関係」

大田原市消防団
黒磯市消防団
黒磯那須消防組合消防本部
那須町消防団
西那須野町消防団

「平成15年9月28日の石油タンク火災関係」

胆振東部消防組合消防本部
恵庭市消防本部
江別市消防本部
小樽市消防本部
札幌市消防局
白老町消防本部
千歳市消防本部
苫小牧市消防本部
苫小牧埠頭株式会社オイルターミナル事業部
苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所
登別市消防本部
北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所
室蘭市消防本部

2 平成16年防災功労者内閣総理大臣表彰式

さる9月3日(金)11時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、麻生太郎総務大臣、林省吾消防庁長官など多数の方々のご臨席のもと盛大に挙行されました。今回は、消防関係として以下の4団体が受賞され、内閣総理大臣から全員に表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞者

「平成15年7月豪雨災害」

水俣芦北広域行政事務組合消防本部（熊本県）
水俣市消防団（熊本県）

「防災思想の普及」

災害救援ボランティア推進委員会（東京都）
大水崎自主防災組織（和歌山県）



防災功労者消防庁長官表彰式



防災功労者内閣総理大臣表彰式

「国民保護ブロック会議」開催結果

国民保護室・国民保護運用室

さる7月26日(月)から8月25日(水)にかけ、都道府県、市町村、消防機関における国民保護業務担当者に対し国民保護における各団体の役割を説明する「国民保護ブロック会議」を、全国9つのブロックに区分して開催いたしました。

この会議には、消防庁からは、平嶋彰英国民保護室長と大森丈義国民保護運用室長が出席し、国民保護に関する説明を行うとともに、内閣官房からも「国民保護について」という議題で、国民保護法の成立の経緯や仕組みについて説明をいただきました。また、各都道府県からも、現在の取り組み状況についての発表がありました。

この会議では、各都道府県、市町村、消防関係者から多くの質問がなされ、その内容は国民保護法における法の解釈から地方公共団体における実務的な事項まで様々でした。

これらの質疑応答により、地方公共団体が抱える疑問や

これから取り組むべき課題が明らかにされ、今後の国民保護を進めていく上で、大変重要な会議となりました。

途中、台風によって会議の開催も危ぶまれましたが、無事に全ブロックの会議が終了しました。

以下、「国民保護ブロック会議」の開催結果について簡単に紹介します。

1 説明実施者及び説明内容

- (1) 内閣官房
国民保護法における制定経緯、概要及び国の予定等
- (2) 消防庁
国民保護法における消防庁、地方公共団体の役割、国による財政措置及び消防庁の予定等
- (3) 都道府県
各都道府県の現在までの取り組み状況

2 参加状況(詳細は別表のとおり)

- (1) 参加者
 - 国側参加者：内閣官房及び消防庁(国民保護室、国民保護運用室)
 - 都道府県：国民保護業務担当者
 - 市町村：政令指定都市、県庁所在地、中核市、参加希望市の国民保護業務担当者
 - 消防機関：全国消防長会支部長及び都道府県・道地区会長の消防本部、消防本部の国民保護業務担当者
- (2) 参加者数及び参加団体数
 - 参加者 1,620名(参加団体 1,039)
 - 内訳 都道府県 373名(参加団体 47(100%))
 - 市町村 759名(参加団体 640(20.6%))
 - 消防機関 488名(参加団体 352(39.4%))



沖縄県「国民の保護のための法制」説明会

「国民保護ブロック会議」開催結果

開催日	ブロック	幹事都道府県	ブロック都道府県	開催場所	全体参加者数	都道府県参加者数	市町村参加者数	消防機関参加者数	
					参加団体数	参加団体数	参加団体数	参加団体数	
7/26 (月)	関東 (10都県)	東京都	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	都職員研修所 江東区青海2丁目38番地 テレコムセンタービル西棟14階	208	22	113	73	
					161	10	89	62	
8/2 (月)	四国 (4県)	徳島県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	徳島プリンスホテル 徳島市万代町3-5-1	72	9	35	28	
					60	4	34	22	
8/4 (水)	北海道 (1道)	北海道	北海道	カデル2.7 札幌市中央区北2条西7丁目	267	106	106	55	
					130	1	89	40	
8/6 (金)	東北 (6県)	秋田県	秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	秋田県庁第2庁舎 秋田市山王3丁目1-1	127	37	64	26	
					89	6	57	26	
8/9 (月)	中国 (5県)	広島県	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県	広島県民文化センター 広島市中区大手町1-5-3	177	40	80	57	
					115	5	70	40	
8/18 (水)	近畿 (6府県)	兵庫県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県	兵庫県民会館 神戸市中央区下山手通4丁目16-3	268	38	134	96	
					191	6	112	73	
8/20 (金)	九州 (9県)	福岡県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、山口県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	吉塚合同庁舎 会議室 福岡市博多区吉塚本町13-50	188	33	108	47	
					149	7(2)	104	38	
8/24 (火)	中部 (7県)	福井県	福井県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県民会館 福井市大手3丁目11-17	142	20	71	51	
					95	7	53	35	
8/25 (水)	沖縄 (1県)	沖縄県	沖縄県	沖縄県女性総合センター「ている」 那覇市西3-11-1	171	68	48	55	
					49	1	32	16	
					参加者数合計	1,620	373	759	488
					参加団体数合計	1,039	47	640	352

消防車両等の盗難及び悪用の防止

消防課

消防車両をはじめ消防資機材の盗難及び廃車処分後の悪用を防止することについては、平成13年11月に、全国消防長会と協力して各消防本部に対し周知徹底を図ったところ です。

しかしながら、本年6月、車体に表示した消防機関名等を消去せずに廃車処分した救急自動車が、政治団体により新たに車両登録され、実存する消防機関名等が表示されたまま街頭宣伝車として走行していることが判明しました。

政府においては、緊急テロ対策として国内重要施設等の警戒警備を強化しておりますが、このような緊急自動車を模した車両により警戒警備を突破するなど悪用されるおそれがあることから、今後、各消防本部においては、より一層の危機管理意識を持つとともに、消防車両等の盗難対策の強化と、廃車処分時の適切な取扱いについて、周知徹底されますようお願いいたします。



消防機関名や車両名等を確実に消去し、赤色警光灯、サイレン及び消防章を取り外した消防車両

(写真提供：東京消防庁)

盗難及び処分後の悪用防止のポイント

1 盗難防止対策

- (1) 運転担当者が車両を離れる場合は、全ての窓を完全に閉め、ドアの施錠を行うこと。
- (2) 消防署所及び消防団詰所等に車両を保管する場合は、運転担当者はメインキーを必ず携帯すること。また、メインキー等を保管する場合は、その保管場所についても必ず施錠すること。

2 処分後の悪用防止対策

- (1) 解体等を目的とした永久抹消登録の手続きを行うこと。
- (2) 消防本部等において、車体に表示された市町村名、消防機関名及び隊名等を確実に消去し、赤色警光灯、サイレン及び無線機等を取り外した上で、引き渡しを行うこと。写真参照

住宅用火災警報器贈呈式

防火安全室

さる平成16年9月10日14時から東京都千代田区のルポール麹町において、住宅防火対策推進協議会主催による「住宅用火災警報器贈呈式」が盛大に挙行されました。

式典では、林 省吾消防庁長官（代理：東尾 正次長）、野村住宅防火対策推進協議会代表世話人のあいさつの後、各消防本部ごとにそれぞれ住宅用火災警報器が贈呈され、閉式後には記念写真の撮影が行われました。

贈呈を受けた各消防本部は「この事業を通じて管内の住宅への住宅用火災警報器の設置を積極的に推進して行きたい。」と話していました。

本贈呈式は、住宅防火対策推進協議会が、社団法人全国消防機器協会から提供を受けた住宅用火災警報器約1,000個を、住宅防火対策を積極的に推進している3団体（住宅用火災警報器配付等モデル事業実施地区選定委員会で右記の団体に決定）に対し贈呈を行ったものです。

贈呈された住宅用火災警報器は、9月20日の敬老の日に、贈呈を受けた各消防本部と消防団、婦人防火クラブ及び老人クラブ等により、高齢者単独及び高齢者のみの世帯に対して設置されました。

今回の住宅用火災警報器の贈呈は、消防法改正により充実強化された住宅防火対策の一環として、各地方公共団体で敬老の日に住宅用火災警報器を贈呈することが普及

するなどの住宅用火災警報器の設置促進を目的としています。

1 贈呈を受けた団体（3団体）

- (1) 東京消防庁（東京都）
- (2) 金沢市消防本部（石川県金沢市）
- (3) 名古屋市消防局（愛知県名古屋市）

2 贈呈式概要

- (1) 日 時
平成16年9月10日(金) 14時00分
- (2) 場 所
東京都千代田区平河町2-4-3
ルポール麹町 3階「エメラルドの間」
- (3) 次 第
ア 開 式
イ 消防庁長官あいさつ
ウ 住宅防火対策推進協議会代表世話人あいさつ
(野村 歡日本大学理工学部教授)
エ 目録贈呈
オ 閉 式
カ 写真撮影



新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊隊長会議開催結果

平成16年7月新潟・福島及び福井豪雨における緊急消防援助隊活動状況については先月号においてお伝えしたところです。

今回の出動を教訓に大規模部隊の運用について種々の課題も指摘され、消防庁としても、今後大規模災害に備え各部隊の指揮・連携体制の構築にさらなる検討が必要と判断し、発災直後の8月5日に今回の災害に出動した各隊指揮者に集まっていただき「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊隊長会議」を以下のとおり開催しました。

- 1 日時 平成16年8月5日(木)13時00分から
- 2 場所 消防庁会議室(危機管理センター)
- 3 出席者 約50名
 - (1) 指揮支援隊……………9本部
仙台市消防局、さいたま市消防局、東京消防庁、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局
 - (2) 応援隊(指揮支援隊が出動した都府県を除く)……………9県隊
山形県隊、群馬県隊、富山県隊、石川県隊、山梨県隊、長野県隊、三重県隊、滋賀県隊、奈良県隊
 - (3) 被災県(代表消防本部)……………2本部
新潟市消防局、福井地区消防本部
 - (4) 航空隊……………17隊
山形県、栃木県、埼玉県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、島根県、東京消防庁、川崎市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局
- 4 会議の内容
 - (1) 長官あいさつ
 - (2) 全体的な活動報告
 - (3) 部門別検討会……………陸上部隊、航空部隊
 - (4) 指揮支援隊と航空部隊との検討会会議における主な意見は以下のとおりです。

1 災害対策本部及び緊急消防援助隊調整本部に関連して

被災県において、災害対策本部を設置した後、緊急消防援助隊の活動地域の決定、消防、警察、自衛隊等の活動機関相互の調整等を行い、被災地における活動を効率的に実施できるようにすべきである。



あいさつを述べる 林 省吾消防庁長官

被災県において、緊急消防援助隊が出動する場合には、早い時点で緊急消防援助隊調整本部を設置すべきである。ここで、県職員及び代表消防本部職員が共同して県内の被災状況を把握するとともに、緊急消防援助隊到着後は、指揮支援部隊長及び消防庁現地派遣職員とともに活動方針等について検討することとする。

災害対策本部と緊急消防援助隊調整本部の連携が必要であり、災害対策本部において、緊急消防援助隊調整本部の機能が理解されていないと、指揮支援部隊の活動も機能し難い面がある。

2 指揮のあり方など部隊運用に関連して

今回のような多数の都道府県隊が出動した場合の連携及び指揮のあり方等について検討しておく必要がある。

ヘリの特殊性を尊重しつつ、各航空隊も緊急消防援助隊の一員として指揮命令系統は一本であることを認識しておく必要がある。県防災ヘリについても、緊急消防援助隊の一員であることを再確認しておく必要がある。

また、陸上の活動とヘリの活動を調整するために、航空隊拠点に指揮支援隊を派遣する等、実効性のある調整及び連絡体制の確保が必要である。

3 消防庁への要望

出動要請した時点で、どこの都道府県隊が出動し、どこの指揮下に入るかなどについて明確な情報を示してほしい。



被災地の被害状況、消防活動状況など各種情報を広く提供してほしい。

4 その他

今回の災害活動において、被災地側で応援にいった都道府県隊に案内人を配置したり、地図を配布するなどの措置がとられた。これらの対応は非常に有効であり、各都道府県の受援計画のなかにも明記しておく必要がある。また、ヘリ部隊及び陸上部隊への燃料の補給体制についても確保しておく必要がある。

都道府県を通じた緊急消防援助隊の出動可能隊調査や出動要請等の所要の連絡を、できる限り迅速に行う必要がある。

消防庁としても上記意見を踏まえ、震災等応急室長名により各都道府県防災主幹部長あて次の通知をしました。

緊急消防援助隊の運用について（通知）

消防震第55号

平成16年8月18日

各都道府県防災主管部長殿

消防庁震災等応急室長

標記については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月29日付け消防震第19号、以下「運用要綱」という。）等に基づきご尽力をいただいているところであり、緊急消防援助隊の速やかな出動要請についても、「風水害対策の徹底について」（平成16年7月28日付消防災第153号消防庁次長通知）においてお願いしているところですが、8月5日に実施した「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊長会議」の結果（別添「隊長会議における主な意見等」参照）も踏まえ、水害のみならず各種大規模災害時等において緊急消防援助隊がより迅速かつ的確に活動できるよう、下記事項に留意し、災害対策に万全を期されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村及び各消防本部にも、この趣旨を速やかに連絡し、相互にその徹底を図られるようご配慮願います。

記

1 受援都道府県の体制

（1）緊急消防援助隊の早期要請

初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、代表消防機関と協

議するとともに、早期に緊急消防援助隊を要請すること。

（2）緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、運用要綱第10条に基づき、直ちに緊急消防援助隊調整本部を設置すること。この場合において、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要がある場合には、都道府県が設置して差し支えないこと。

（3）災害対策本部における調整

都道府県及び市町村の災害対策本部においては、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動し、併せて消防、警察及び自衛隊等による災害救助活動が連携して実施されるよう緊急消防援助隊調整本部との連携・調整に留意すること。

なお、「緊急消防援助隊運用要綱に係る留意点について」（平成16年3月26日付消防震第20号、以下「20号通知」という。）で通知したとおり、緊急消防援助隊調整本部は、市町村災害対策本部又は都道府県災害対策本部等が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすとするด้วย差し支えないこと。

2 受援都道府県代表消防機関の役割

（1）緊急消防援助隊の要請時における都道府県との連携

災害規模、被害状況の推移及び都道府県内広域消防応援の状況等から、緊急消防援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに都道府県と連絡・調整を行うこと。

（2）緊急消防援助隊調整本部への職員の派遣

緊急消防援助隊の出動が決定した場合、緊急消防援助隊調整本部に早期に職員を派遣し、派遣された職員は、都道府県職員、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長等と連携し、緊急消防援助隊及び県内広域消防応援隊の円滑な活動の推進に努めること。

3 各都道府県における情報連絡体制の確認

（1）20号通知で示したとおり、受援計画の内容を地域防災計画に反映させる等両計画の整合を図るとともに、大規模災害時における迅速な消防の広域応援を実施するために平常時から連絡体制を確保しておくこと。

（2）緊急消防援助隊が迅速に出動し得るよう、出動可能隊調査、出動要請等の所要の連絡が、曜日や時間帯にかかわらず速やかに各消防本部に伝達できる体制が確保されているか再点検を行うこと。

消防通信

北から
南から



宮崎県 宮崎市消防局



宮崎県 宮崎市消防局
消防局長 本山 三明

「日向の国」...みやざき

宮崎市は、人口約31万人の地方都市。太陽と緑の国といわれ、気候は一年を通して穏やかで、東は雄大な日向灘に面し、西には鱈塚山系、霧島山系などの緑豊かな山々が望まれ、市の中心部には母なる大淀川が豊かな水をたたえ、ゆるやかに流れています。

「神話と歴史の国宮崎」「スポーツランド宮崎」のキャッチフレーズに代表されるように神々の誕生や営みなどの舞台にもなったとされ、スポーツ面では、国際的なゴルフトーナメントの開催やサッカー、プロ野球のキャンプ地として脚光を浴びています。



宮崎の神話

宮崎市は、このような太陽と大地の恵みを楽しみ、宮崎県の県都として発展してきました。

平成10年には、中核市に移行し、自然と調和し、健康・文化・産業をはぐくみ魅力ある都市の実現に向けて様々な行政施策を展開しています。

宮崎市消防局の管轄人口は約42万人。管轄面積は870 km²。昭和48年4月に隣接の清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町から消防に関する事務の委託を受け、広域消防業務を行っています。

災害情報Eメール配信事業

当消防局では、常備消防力の強化と併せて、非常備消防力の活用を図ることが、災害による被害の軽減につながるとの観点より平成14年10月1日から標記事業を展開しています。

消防団員が災害を覚知する方法は、一部の団員に貸与されている無線機、又は災害現場へ急行する常備消防隊のサイレンや団員が自ら電話をする災害案内電話等によるものであったため、携帯電話のEメールを活用して災害情報及び気象情報(各警報発令・解除等)を配信し、消防団員等が速やかに災害への対応ができるようにシステムを構築しました。

また、平成16年2月1日から聴覚障害者の方々に希望される方に対し、災害情報等を文字情報で提供し、安全を確保することを目的に拡充を図りました。



携帯配信写真

災害弱者情報管理事業

災害発生時に自力での避難が困難な方々を「災害弱者」と位置付け、平成12年度から市民を対象として、自己申請により消防緊急情報システム(地図検索装置)に登録し、災害時に出勤部隊への支援情報として活用しています。

出勤部隊への指令書には、地図上にCマークを表示し、災害弱者の早期救出、避難体制の確立を図ることを目的にした事業です。

平成16年3月31日現在、5,489名の登録者を管理しています。



指令課画面

終わりに

災害に強いまちをつくるためには、万一の災害に備え、総合的な見地に立った消防体制の強化を図ることが必要です。

常に情報収集に努めるなかで事業展開を行い、あらゆる災害に対応できる消防力の整備充実を図り、圏域住民の安全確保に努めて参ります。

川湯小学校で避難訓練を実施

釧路北部消防事務組合消防本部

釧路北部消防事務組合弟子屈消防署川湯支署は9月1日の「防災の日」にあわせ川湯小学校において避難訓練を実施しました。当日は、教職員・児童71名、消防職員6名が参加し、「地震発生後、2階の家庭科室より火災が発生した」との想定で行いました。訓練は、教員の誘導による全校生徒の避難や、家庭科室にいる逃げ遅れ者1名を屈折梯子車(20m)で救助。川湯先攻車(3000ℓタンク車)で消火放水を実施しました。訓練終了後は、屈折梯子車の見学や消防車からの放水体験も実施しました。



避難後、消火訓練を見守る生徒たち

長久手町心肺蘇生コンテストを開催

長久手町消防本部

長久手町消防本部は8月21日、「心肺蘇生コンテスト」を開催しました。当日は、救命講習を修了した町内に在住、在学、在勤者で公募により申し込みのあった中学生・高校生・一般の総勢72名が参加しました。コンテストでは、傷病者の観察、心臓マッサージ等、救急車が到着するまでの応急手当を競い合い、習得した技術を的確に披露した7名が優秀賞を受賞しました。コンテスト終了後には、「非医療従事者によるAED(自動体外式除細動器)の使用について」と題した講演会も行いました。



心肺蘇生コンテストの模様

消防通信 望楼 ぼうろう

夏休み消防体験スクールを実施

佐用郡広域行政事務組合消防本部

佐用郡広域行政事務組合は8月5日、小学6年生を対象に「夏休み消防体験スクール」を実施しました。体験スクールには、管内の小学校7校から男女28名が参加し、煙の中で救助袋を使った避難訓練、消火器や小型ポンプを使った消火訓練、セーラー渡り等のレスキュー訓練のほか、電気火災実験や救急応急手当等を行いました。終了後は、全員にジュニア防災インストラクター認定書を交付しました。参加した生徒は、「いろいろな消防活動を楽しく体験できてとても良かったです。」と話していました。



ロープ渡りに挑戦する生徒たち

女性消防団員を対象とした訓練を実施

世田谷消防団

世田谷消防団は8月22日、女性消防団員を対象とした訓練を実施しました。これは、世田谷消防団の定員700名のうち1割以上を女性が占めているのを受け、女性団員の都民指導要領や、消防活動能力の向上を目的に行いました。消火器の取扱い及び煙ハウス体験の指導要領では、団員を都民に見立て模擬指導を行う実践さながらの訓練を実施しました。消防隊との連携訓練要領では、放水要領や安全管理要領を行い、団員は「災害現場で女性の底力を見せてみたい。」と意気込みを新たにしていました。



消火器の取扱い要領を学ぶ団員たち

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用 救急救助課

1. AEDとは

心臓の不整脈等が原因で発生する心肺停止傷病者の心電図は、しばしば心室細動や無脈性心室頻拍を呈することがあり、緊急に応急処置等が実施されなければ死に至る可能性が高くなります。特に心室細動では、心臓の筋肉が無秩序に細かく収縮し、心臓からの血液の拍出は完全に停止してしまいます。このような時に、細かい心臓の動きを電気ショックで取り除き、心臓のリズムを正常に戻すために用いられる機器が自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator: AED)です。



自動体外式除細動器(AED)

2. AEDの有効性

AEDによる除細動は、一刻も早く行うことが重要です。心臓が停止してから除細動までが1分遅れると、成功率が10%低下してしまうという報告もあり、いかに早く行うかが傷病者の予後を大きく左右します。また除細動は、心室細動や無脈性心室頻拍出に陥ってしまった心臓に対して一番有効な処置と言われています。

3. AEDの使用法

AEDは、傷病者の胸部に電極を貼り付けると、機器が自動的に心電図の波形を解析して、必要が

あると判断された場合、通電ボタンを押すことで除細動を行うことができ、必要時以外は電気ショックを求めるメッセージは流れず、誤った通電ができないような仕組みになっています。おおまかな使用手順は以下のとおりです。

傷病者に意識、呼吸、循環のサイン(呼吸・咳・体動)がないことを確認する

AEDの電源を入れる

傷病者の胸部に直接パッドを貼る

だれも傷病者に触れないようにして機器の行う解析を待つ

必要があれば機器のメッセージに従って通電ボタン(電気ショック)を押す

4. 非医療従事者による使用

これまで除細動は医師や看護師、救急救命士によって行われていましたが、今年の7月に厚生労働省から、非医療従事者による使用が可能との方針が示されました。これに伴い、消防職員(救急救命士でない救急隊員を含む)によるAEDの使用も可能となりましたが、現在は実施のために必要とされる講習等の準備が全国の消防機関で進められているところであり、また、消防庁においては、普通救命講習等のプログラムについて検討を行っています。

5. まとめ

救急隊が現場に到着するまでの間に、そばに居合わせた人(バイスタンダー)ができる応急手当の範囲が広がり、心肺停止傷病者に対して迅速な除細動が可能となれば、救命率の向上が期待でき、今後は消防機関におけるAEDの使用推進への取り組みが重要となります。

平成16年秋季全国火災予防運動

予防課

秋から冬にかけて火気を使う機会が増え、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たって、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、秋季全国火災予防運動を実施します。実施時期は11月9日(火)から15日(月)までの7日間で、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めてください。

今年は『火は消した? いつも心に きいてみて』を統一標語とし、本年6月の消防法改正を踏まえた住宅用火災警報器等の設置の促進を図る「消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進」や、年々増加傾向にある放火火災及び社会影響が大きい連続放火火災による被害の減少を目的とした「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」、さらには消火器の不適切点検の予防策の周知や老朽消火器等の破裂事故防止を図るための「消火器の適切な維持管理の推進」を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、各地域ごとの多様な課題に対応した防火安全体制の充実、新築工事中及び多数の人が出入りする建物の防火安全対策の徹底並びに新宿区歌舞伎町の小規模雑居

ビル火災に見られるような消防法令違反による危険性の周知徹底を図るとともに、日本を代表する企業施設での連続大規模火災並びにごみ固形化燃料施設での火災・爆発事故等を教訓としたこれらの施設の安全確保を、地域の実情に応じた重点目標として推進を図ることとしています。

1 重点目標

- (1) 消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3) 消火器の適切な維持管理の推進

2 地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底
- (4) 大規模産業施設の安全確保

なお、秋季全国火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」について、積極的に広報を行っていきます。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

婦人防火クラブ活動への理解

防災課

平成15年中に発生した火災のうち57.8%が建物火災であり、火災による総死者数の66.5%、負傷者については86.5%が建物火災によるものでした。消防庁としても、これらの火災をなくすことが急務とされています。

平成15年の出火件数

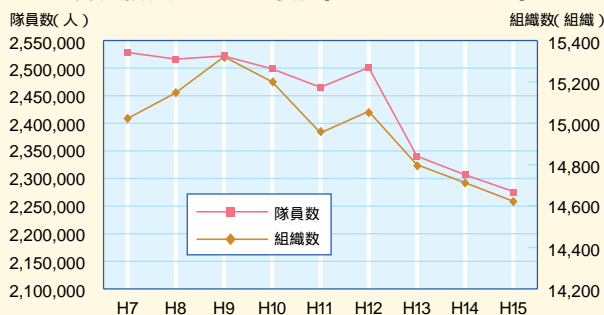
火災種別	建物火災	林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他	計
発生件数	32,534	1,810	7,366	136	3	14,484	56,333
構成(%)	57.8%	3.2%	13.1%	0.2%	0.0%	25.7%	100.0%

出典：平成15年(1月～12月)における火災の状況

火災予防は、法令の整備や消防防災機関の指導だけでなく、住民の協力が得られてはじめてその目的を達成することができます。また、家庭においては、防火という面からみた場合、常日頃から火気使用設備器具を扱う機会が多い主婦等の果たす役割が大きいといえます。

婦人防火クラブは、そのような家庭の主婦などを中心に組織されており、近年組織数、隊員数とも減少傾向にはありますが、全国各地に1万4,625団体が結成され、約227万人のクラブ員が活動しています(平成15年4月1日現在)。これら婦人防火クラブの第一義的なねらいとしては、一般的には家庭防火のための活動が挙げられますが、実際の活動については各クラブによって様々なものがあります。

婦人防火クラブの状況(各年4月1日現在)



平常時の活動としては、例えば講習会や研修会、消防・防災施設の見学会や防災訓練など火災予防に必要な知識や技術を習得するための活動や、住宅の防火診断や防火指導、各種イベントや広報媒体を利用した防火啓発活動など日常的に実践可能な活動が挙げられます。

また、実際の災害時に婦人防火クラブに期待される役割としては、発災直後においてはバケツや消火器を使った初期消火活動、時間経過後には炊出しなどによる消防職

団員の後方支援、民生委員や介護福祉士などと連携しての災害時要援護者の安否確認や避難誘導などです。

大規模災害時には、「阪神・淡路大震災」の例からも明らかなように、情報連絡網や道路等ライフラインの寸断により、帰宅困難者の発生や消防・防災機関の活動に支障をきたすことが予想されます。そのため被災直後には、地域の被害を最小限に抑えるため、主婦等の女性の方々にも積極的に災害対応に当たっていただく必要があります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い信念と強い連帯意識の下に、火災や災害に強い安全なまちづくりに向け、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、婦人防火クラブ活動へ積極的に参加していただきたいものです。

また、既存の婦人防火クラブについては、単独での活動にとどまらず、防災訓練や救命救急講習会など様々な活動を通じ地元消防団やNPO、日赤等との連携を積極的に進めるなど、活動の活性化に努めていただき、消防庁としても、防災まちづくり大賞の表彰等を通じ、これら婦人防火クラブの育成強化の支援に努めていきたいと考えています。



放水訓練
女性防災クラブ「平塚パワ-ズ」(神奈川県平塚市)



救急講習会
生地婦人防火ひまわりクラブ(富山県黒部市)

正しい119番通報要領の呼びかけ 〔11月9日は「119番の日」〕

防災情報室

我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、国民の生命、身体及び財産を守るため、火災、火災予防、救急、救助、防災などの広範囲な活動を展開しているところです。

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としております。

ところで、「119番の日」は、地域住民と消防とをつなぐダイヤルナンバーにちなんだものですが、正しい119番通報とは、どのようなものかご存知でしょうか。

消火活動や救急・救助活動は、1分1秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報を受けると、直ちに最寄の消防署から消防車や救急車等を出動させます。

もし、慌ててしまい、場所等を正しく伝えられなければ、災害現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事になったり、助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

また、消防本部では、119番通報時に、電話で人工呼吸や止血等の応急処置を指導したり、避難するよう指示したりすることがあります。通報者はこれを受けて応急処置を行ったり、避難をして命を取り留めたケースなども報告されています。慌てずに落ち着いて指示に従うようにしてください。

ここ数年、携帯電話等からの119番通報が増加していますが、携帯電話からの通報では、通報地点と異なる近隣地域の消防本部につながる場合があります。この場合には、通報地点を管轄する消防本部へ119番通報の転送が行われますが、消防本部から通報内容について再確認する場合がありますので、所在地及び通報に用いた携帯電話番号を正確に伝えるとともに、通報後は、しばらくの間、携帯電話等の電源を切らないようにしてください。

正しい119番通報が、迅速・的確な消防活動につながります。災害はいつ、どこで起こるかわかりません。自宅が火事になったり、家族がケガや急病になったりすると気が動転し、落ち着いて正確な119番通報ができなくなることも案外多いものです。

いざという時に備え、電話機のそばに自宅の住所や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるように心がけてください。

119番通報で大切なことをまとめると、次の5点です。

119番通報 5つのポイント

1 火災・救急の別

「火事です。」又は「救急です。」とはっきり言うこと。

2 場所

住所は、正しく、詳しく言うこと。

目印となるビルや公園、交差点名なども伝えること。

3 火災・事故等の状況

「階建てのビルの 階が火事です。」

など、何が(だれが)どうしたかを正確にわかりやすく言うこと。

4 通報者の氏名連絡先

「私の名前は、 です。電話番号は、 - です(特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。)」と通報者を明らかにすること。

5 携帯電話による通報の場合

通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場の近くで安全な場所にいること。

(再確認する場合がある。)



119番通報を処理する通信指令室(広島市消防局提供)

高校生と自主防災組織の協働によるDIGの実施

D I Gとは、災害図上訓練の一種で、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられたもので、訓練参加者が地域地図を囲み、防災上の重要な箇所（幹線道路、河川、避難場所、消火栓、医療機関等）、危険箇所（木造住宅密集地域、土砂崩れ危険箇所等）等を書き込んだ上で、避難、救援活動、負傷者搬送等の状況を付与し、これに対していかに行動するかを議論しながら災害対応力を高めていく訓練です。小村隆史氏（富士常葉大学）、平野昌氏（三重県庁）が三重県各地の災害ボランティアと共に編み出した手法で、ゲーム感覚で災害活動の重要性に対する認識を高めていくトレーニングとして効果が高いと評価されています。

この災害図上訓練D I Gがさる8月3日、静岡県 の県立三島南高校で、高校生と自主防災組織が同じテーブルを囲んで実施されました。今回は、この「高校と地域の協働によるD I G」をご紹介します。主催は、静岡県東部県行政センター、後援は、静岡県教育委員会。

目的は、東海地震等の発生が危惧されている状況下、大規模災害にも役立つ高校生の力と自主防災組織の協働により地域防災力を更に高めていこうとするもので、訓練には、静岡県東部の三島北高校、三島南高校、長泉高校、韮山高校、伊豆中央高校、田方農業高校、土肥高校、修善寺工業高校、大仁高校の9校の生徒計36名、各市町の自主防災組織計18名、更に各校教頭、県及び市町の防災担当者等合計約90名が参加しました。高校生は、各校からの推薦によるもので、一校各4名の推薦です。

訓練は、次のように実施されました。

D I G訓練の内容

グループ単位で地図を使い、災害に関する情報を書き込む。

参加者（プレイヤー）が自由に議論、意見交換して防災対策を考える。

想定条件の設定（災害の種類や規模等の状況付与）

地図の作成、生徒等の裁量を尊重する（役割分担）

課題の検討、まとめ発表、意見交換会（講評）

この訓練で高校生たちは、自主防災組織の人や県市町の防災担当者からアドバイスを受けながら、危険地域、防災拠点（病院、行政



DIGで自分たちのまちの防災上の認識を新たにする高校生たち

機関、学校、公園等）を地図上でマークし、自分たちの住むまちの防災上の認識を新たにしました。

高校生たちの訓練の感想は、次のようなものでした。

- ・あまり「防災」の人と話す機会がないのでやってよかった。改めてまちの現状がわかった。
- ・学校の周りの状況をよく知ることができた。
- ・今まで真剣に取り組んでいなかった。防災についての考えが変わった。いかに日頃の訓練が大切かわかった。

以上のような感想と同時に、訓練後に、東部県行政センターが行ったアンケートでは、下図のような本訓練に対する高い評価がまとまりました。東部県行政センターの望月孝防災監は、「高校生が非常に能動的に考えてもらっていると確信し、意を強くした。この訓練が各学校の訓練や12月等の地域防災訓練に生かされることを願っています。」などと感想を述べました。

若い高校生の防災対応力をゲーム感覚で高めていくDIGが、さらに多くの高校でも広がっていくことが期待されます。

（近代消防社編）

D I G訓練についての印象

	よかった		ふつう		よくなかった	
高校生と自主防災組織が連携したDIGについて	51人	93%	4人	7%	0人	0%

今回のD I G訓練についての感想

	よかった		ふつう		よくなかった	
1 東海地震に関する内容について	34人	62%	20人	36%	0人	0%
2 DIG訓練を体験してみた	48人	87%	6人	11%	0人	0%
3 DIGの内容について	38人	69%	16人	29%	0人	0%
4 災害時の課題が理解できた	40人	73%	14人	25%	0人	0%
5 自主防災組織の役割を理解できた	28人	51%	26人	47%	0人	0%

未回答：1人 各2%

第 52 回

全国消防技術者会議の開催

消防研究所

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第52回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

記

1 開催日時

・平成16年10月21日(木)~22日(金)の2日間

2 場 所

・ニッショーホール(日本消防会館)
東京都港区虎ノ門2-9-16
電話 03-3503-1486

3 参加費 無料

4 内 容

10月21日(木)

午前の部

研究発表「家庭における火災」

- ・ハロゲンヒータストーブによる火災実験について
- ・グリル付きガスコンロによる火災危険
- ・リコールに結びついたビルトインガスオープンの火災事例
- ・生ごみ処理機の火災実験について

午後の部

研究発表「火元とその発生メカニズム」

- ・セルフスタンドにおける顧客の静電気除電対策に関する研究
- ・エステ用オイルの発熱の可能性について
- ・等温マイクロカロリメーターを用いた自然発火性物質の測定手法について
- ・微小火源による可燃物の燃焼性状解明に関する調査研究
- 研究発表「建物火災」
- ・予防面から見た大規模店舗火災の調査結果
- ・一般住宅の収容物資材が燃焼する時に発生する粉塵量と粒径分布について
- ・一酸化炭素センサの性能に関する調査研究
- ・廃棄物の蓄熱火災事例と危険性評価
- 研究発表「消防活動1」
- ・ガラスの破壊に関する研究

- ・火災シミュレーションの活用について
- ・水/空気2流体混合噴霧消火システムの研究開発
消火戦術実験結果
- ・新戦術もりかど放水システム
- ・サーマルマネキンを用いた消防隊員用防火服の耐炎性能

10月22日(金)

午前の部

特別講演「一元的な危機管理体制の必要性」

京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授 林 春男
展示発表(昼休み時間に実施)

- ・呼吸管理用訓練人形の開発に関する研究
- ・水/空気2流体混合噴霧消火システムの概要と開発成果
- ・豪雨災害対策のための危機管理・図上訓練システム
- ・全身体感型模擬火災シミュレータ(Fire Cube)の開発

午後の部

研究発表「消防活動2」

- ・火災現場における木造住宅の2階床落下原因に関する調査研究について
- ・災害活動時における消防隊員の活動負荷及びヒートストレス発生危険・対策
- ・消防活動モデルを用いた効率的な体力トレーニングに関する検証的研究
- ・同時多発火災に対する最適消防力運用とその効果に関する研究 消防活動支援情報システムを用いたケーススタディ
- 研究発表「消防における機器開発」
- ・高機能型携帯警報器及び隊員探索装置の開発について
- ・2.4GHz帯の電波による映像伝送システムに関する調査研究
- ・視覚障害者用、手の平感覚による避難誘導装置の考察
- ・地震対策用「市民啓発展示モデル」の試作
技術懇談会

申込み・問合せ先

独立行政法人消防研究所総務課

東京都三鷹市中原3-14-1

電話 0422-44-8331 FAX 0422-76-1545

なお、詳細については、消防研究所のホームページ
(<http://www.fri.go.jp>)をご覧ください。

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防安第157号	平成16年8月 5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度の推進について
消防救第208号	平成16年8月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	「ウツタイン様式」に基づく心肺機能停止傷病者記録票に係る調査統計オンライン処理システムの運用について
消防消第169号	平成16年8月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防車両等の適切な管理及び処分について
消防救第210号	平成16年8月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	救急隊員の行う応急処置の基準の一部改正について
消防救第211号	平成16年8月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	応急手当普及啓発推進検討会報告書（中間報告）について
消防救第212号	平成16年8月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	救急隊員の行う心肺蘇生法等について
消防予第153号	平成16年8月27日	各都道府県知事	消防庁長官	平成16年秋季全国火災予防運動の実施について

広報テーマ

10 月		11 月	
緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 消防における国際協力の推進 地震発生時の出火防止 旅館・ホテル等における新しい表示制度	震災等応急室 消防課 防火安全室 危険物保安室 防災課 救急救助課 防災課 防火安全室	平成16年秋季全国火災予防運動 婦人防火クラブ活動への理解 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	予防課 防災課 防災情報室

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社